

(参考) まちかどミーティングで寄せられた質問・意見 (要旨)

【勇払地区 (平成 26 年 11 月 17 日)】

● 市民は4分の1以上の署名になっているが、議会、市長の意見が対立したときに住民投票を請求できるようだが、一般的には市長の専権である議会の解散で真意を問うことが行われている。住民投票にかける程度、線引きのようなものをどのように考えているのか。

(市民自治推進課長補佐)

→ 住民投票は最終的に幅広く議論をして、どうしても結論が出ない最終手段として位置付けている。住民投票は、議会で議論したがなかなか結論が見い出せない場合、住民の場合は4分の1という署名の要件があるが、市長が権能を行使することになると、それは制度の中では制約がない中での行使ということになり、大変、重たい決断になる。1回住民投票を行うと4千万円かかる中で、最終的に議会や市長がそのような権能を行使するというのは、本当に重たい決断が必要になる。

● 市長であれば、施政者が議会を解散して市民に賛否を問うのが一般的である。だから、住民投票にかけるのは、沖縄の問題とか、憲法改正の問題だとか。憲法改正は国の問題があるので、それは確かにそうであるが、小さい団体の中でどうでもいいことを発議してくる可能性もある。だから、住民が「住民投票が必要である。」というときは、よっぽど腹に据えかねた時にということになれば、署名活動してという形になる。ただし、非常に難しいと思うが、この4分の1の署名。特に18歳以上であり参政権の20歳以上の人間よりは、数段、人数が多くなるので、その辺のところのバランス感覚だとかということが、非常に。

施政者の為の何か住民投票の権利みたいな感じにどうしても一般市民の方から見えてしまう。どうしてもそういうふうに見えたものを行使されると、4分の1以上集めないと我々の声が届かないということになり、何か運営の仕方においては非常に偏っていったら気がしてならない。具体的な制度整備はこれから色々されると思うがその辺に期待して、また眺めていたい。

(市長)

→ これは非常に重要なポイントである。議会制民主主義の中で、市民の皆さんが選んだ議員がいて、議会を構成して、議会制民主主義の中でまちの意思決定や行政に対するチェック機関の役割をしてきた。住民投票は人を選ぶ選挙ではなく、物事に賛成か反対かを決める選挙になる。決して議会制民主主義を否定する意味で住民投票制度があるわけではなく、民主主義の成熟過程で議会制民主主義を補完する意味を持った制度として住民投票制度を捉えていただきたい。

もう一つは、純粋な意味で市長や議会が市民に本当に意見を聞きたいこともあり得るし、住民がある一定程度の賛同者を集め、本当の意味でまちの将来のためにこのことを住民に問うてくれという意味で行動を起こされるケースもあるかと思う。しかし、それは議会制民主主義を否定するものではなくて、議会制民主主義の限界というものを感じておられる方と感じておられない方がいるかとは思いますが、飽くまでもそうい

ったことを補完する仕組みとして住民投票制度を備えておく考え方である。したがって、そんなに頻繁に住民投票にかけることにはならないし、そうであってはならない。もう少し重いものだと考えていて、そのためには多くの皆さんの賛同も必要だし、多額の費用がかかるわけでもある。しかし、その上で、議会制民主主義を補完する仕組みとして備えておく必要があるという考え方で取り組んでいる。

● 我々は選挙に当たっては人気投票をしてるわけではない。その人が考えた政策をよく熟知しながら、こうして欲しいという願いを込めて投票している。それだけは分かっていたきたい。飽くまでも人気投票でやってるわけではないので、やはり、為政者というのは公約に対して自信をもって進めていっていただきたいと思う。それに対して議会の了解が得られないということであれば、為政者である市長の解散権も使い、議会の解散権も使えるし、住民投票ということもできるかもわからない。そういう意味で、我々有権者というのは、人で選んでいるという人も中にはいるのかもしれないが、やはり、まちを良くしようということに関しては、そういう政策についてやっていただける公約を挙げた人を選んでいくという形でやっていることを認識して考えてやっていっていただきたいと思う。